

各位

株式会社北洋銀行

「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況について

「経営者保証に関するガイドライン」とは、2013年12月に保証側（借り手）代表としての日本商工会議所と、保証を申し受ける側（貸し手）代表としての一般社団法人全国銀行協会が立ち上げた「経営者保証に関するガイドライン研究会」が発表したものです。

当行は、担保や保証に過度に依存しない融資への取り組みにあたり、お客さまからのお借入相談時や保証債務整理の相談時に真摯に対応するための営業店・本部態勢を整えています。

また、2019年12月に公表された事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドラインの特則」の主旨を踏まえ、2020年4月以降は事業承継時の二重保証徴求は原則として行わない方針としております。

経営者保証に関するガイドラインの活用状況

	2020年度上期
新規に無保証で融資した件数	7,725件
保証金額を減額した件数	11件
ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	3件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	31.6%

事業承継時における保証徴求件数と割合

	2020年度上期	
代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった	37件	20.6%
代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した	109件	60.6%
代表者の交代時において、旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった	34件	18.9%
代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した	0件	0.0%

以上